

🍀 滋賀県外で妊婦健康診査等を受けられる方へ 🍀

県外の医療機関で妊婦健康診査を受けられる場合、受診費用は一旦、全額自己負担となり、出産後に市の助成額分を請求していただくことになります。方法については以下をご覧ください。

- 1 市ホームページより「妊婦健康診査等県外受診申請フォーム」へ申請
県外での医療機関が決まりしだい、受診までに申請してください。



妊婦健康診査の公費助成ホームページ

2 滋賀県外の医療機関受診について《持ち物》

- ☐ 母子健康手帳 ☐ 母子健康手帳別冊
- ☐ 妊婦健康診査費等請求書（県外受診者用）/ 妊婦健康診査等実施報告書
- ☐ 診察券・マイナ保険証または資格確認証・受診費用（一旦、全額自己負担になります）

3 助成金（妊婦健康診査等検査受診券分）の請求について

① 妊婦健康診査費等請求書（県外受診者用）/ 妊婦健康診査等実施報告書の記入

裏の記入例を参考にしてください。妊婦健康診査等実施報告書は医療機関に記入を依頼してください。
（医療機関によっては文書料が発生する場合があります）

② 妊婦健康診査受診券等：受診日ごとに記入してください。

※上限額を参考に
請求額を記入

上限を超える場合
上限額

上限を下回る場合
請求額

妊婦健康診査 基本受診券（第〇回）				
氏名			生年月日	
住所			TEL	
分娩予定日				
守山市長				市長印
守山市長				
受診年月日	年	月	日（妊娠 週）	
内容（検査）				
所見（結果）				
請求額		円（〇〇円上限）		
医療機関名		印		

◎上半分
受診者自身で記入してください

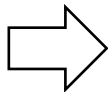
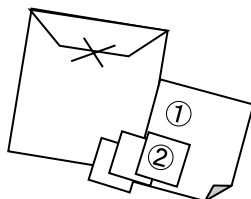
◎下半分
医療機関で記入してもらってください

4 妊婦健康診査費等請求書（県外受診者用）/ 妊婦健康診査等実施報告書の提出について

分娩日の3か月後の10日までに「公益財団法人滋賀県健康づくり財団」へ下記の①及び②を提出してください。
（※請求日の期日を過ぎしまうとお支払いができません場合があります）

① 妊婦健康診査費等請求書（県外受診者用）/ 妊婦健康診査等実施報告書

- ② 妊婦健康診査等受診券：①で請求する分の受診券を冊子から切り離して同封する。
（新生児聴覚検査・産婦健康診査・1か月児健康診査受診券を含む）



【請求書送付先】

〒520-0834
大津市御殿浜6番28号
公益財団法人滋賀県健康づくり財団〈妊婦健診請求書在中〉

※振込み手数料を差し引いた金額が2～3カ月後に入金されますので、通帳記帳にてご確認ください。
通帳に「ザイ ガケン ケウ」と記されます。

※妊婦健康診査受診券等は、守山市に住民登録されている妊婦（新生児聴覚検査の場合は子ども）の使用に限りますので、守山市外へ転出された場合は、転出日以降は使用できません。
転出先の市町村の母子保健担当窓口へお尋ねください。

【問い合わせ先】 守山市こども家庭部 母子保健課 ☎ 077-583-0898
〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所2階